

保護者の皆様へ

緊急事態宣言に伴う保育所等の利用について

政府は、4月16日に「緊急事態宣言」の対象区域を全国に拡大しました。本市といたしましては、国・県の通知に基づき、市内の保育所等については、「原則、開所」といたしますが、更なる感染予防策に取り組む必要があります。

そこで、保護者の皆様には、お子様の感染リスクを減らすとともに、保育を継続させていくために、お勤め先と調整を行い休暇を取得できる日があるなど、ご家庭での保育が可能な場合につきましては、4月22日～5月6日までの間、保育の利用（延長保育、休日保育、一時預かりも含む。）を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

お仕事の調整にあたっては、必要に応じて、この文書をお勤め先にご提示いただき、ご相談いただきますよう重ねてお願いいたします。

最後に、保護者の皆様には、大変なご負担をお掛けしていますが、引き続き、感染拡大防止のために、全力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業者の皆様へ

国の緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大されたことを受け、本市では、上記のとおり、保護者の皆様にできる限り保育所等の利用を控えていただくよう要請しています。

事業者の皆様におかれましては、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を活用することで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境づくりに特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

新型コロナ 休暇支援

検 索

令和2年4月21日

松山市長 野 志 克 仁
(保育・幼稚園課扱い)